平成２９年（フ）第３３号
静岡市清水区小河内3367番地の６、旧住所静岡市清水区谷津町１丁目25番地の８
債務者　武田　雅成
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月30日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５３号
静岡県島田市大柳556番地の１　サンライトスペースＡ棟201号室
債務者　八木　久代
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月30日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５３４号
東京都東村山市栄町２丁目35番地栄町２丁目第３アパート２―404
債務者　茂呂菜津美
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月１日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第２３５号
埼玉県東松山市神明町２丁目１番９号
破産者　市川商事株式会社
1　決定年月日　平成29年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２８７号
仙台市宮城野区福田町南１丁目10番48号
破産者　株式会社光タクシー
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２８８号
仙台市宮城野区福田町南１丁目10番50号
破産者　有限会社柳光自動車整備工場
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４１号
新潟市東区東中島１丁目４番４号テナント河原１階
破産者　合同会社穏和
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９０号
兵庫県姫路市広畑区正門通２丁目８―10
破産者　株式会社Ｙ’ｓテック
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第４３１号
広島市西区楠木町４丁目２番13号
破産者　株式会社エルホーム
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３２号
群馬県渋川市有馬1313番地の２
破産者　有限会社サングリーン
1　決定年月日　平成29年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２４５１号
横浜市金沢区六浦２丁目５番16号
破産者　株式会社ＢＩＺＥＮ
1　決定年月日　平成29年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２５４号
神奈川県高座郡寒川町宮山1846番地７
破産者　有限会社湘南商興
1　決定年月日　平成29年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２８年（フ）第１２１８号
福岡県筑紫郡那珂川町中原４丁目38番地
破産者　株式会社釣春秋
1　決定年月日　平成29年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３５８号
埼玉県越谷市増森２丁目110番地
破産者　丸久木材株式会社
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第５０９号
さいたま市浦和区大東３丁目37番５号202、破産手続開始時の住所さいたま市浦和区大東３丁目34番６号
破産者　三宅稜威夫
1　決定年月日　平成29年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６３９号
埼玉県川口市坂下町１丁目14番36号
破産者　飯高真由美
1　決定年月日　平成29年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１８５号
埼玉県和光市新倉２丁目８番40号　サンビレッジ花の木Ｆ106、破産手続開始決定時の住所長野市大字南長野県町602番地３　グランドハイツ聖徳南館201号室
破産者　山内　信広
1　決定年月日　平成29年６月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１６８８号
名古屋市港区当知２丁目1715番地　グランドヒルズ当知三番館201号、開始決定時の住所名古屋市港区錦町17番23号
破産者　大坪　満男
1　決定年月日　平成29年６月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部